

【基本方針2】生活安全

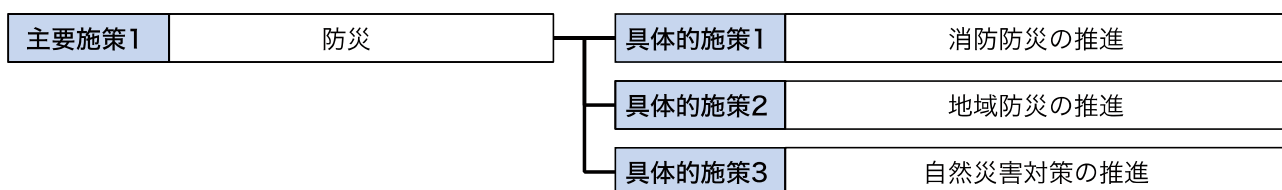
主要施策1 防災

目指すまちの姿

目指すまちの姿

生命・財産を守るため、住民の防災意識の向上を図るとともに、防災・減災対策に取り組む、災害に強いまちを目指します。

体系



まちの状態を表す指標

	指標名	単位	基準値	基準年度	指標の方向性	出典元
1	自然災害による死傷者数	人	0	2024(令和6)年度	→	防災安全課資料

地域の現状と課題

■消防防災

- 全国的に消防団員の確保が難しいといわれる中で、本町では、消防団員による声掛けや募集ポスターの作成、準中型自動車運転免許等取得費の助成等を行い、団員の確保対策を実施しています。
- しかし、団員定数(947人)の確保ができておらず、また、高齢化や退団者の増加により、団員数は2022(令和4)年度の858人から2024(令和6)年度の826人に減少するなど、消防力の体制構築ができていない状況となっています。このことから、消防団組織、処遇、装備等の見直しを行い、消防団員を確保し、消防力を維持していく必要があります。

■地域防災

- 住民の防災意識の向上と避難指示等が発令された際に速やかに避難行動が取れるよう、町・自主防災会(区・自治会)・消防団が実施主体となり町総合防災訓練を毎年実施しています。訓練の参加人数は、2020(令和2)年度の4,225人から2024(令和6)年度は6,802人(2024(令和6)年8月末総人口15,379人、参加率44.2%)と増加傾向にあり、新型コロナウイルス感染症による自粛・縮小期前の2019(令和元)年度の7,418人(2019(令和元)年8月末総人口17,453人、参加率42.5%)の水準まで回復してきました。
- 引き続き、防災意識の醸成や避難行動及び避難所開設・運営への備えが必要となっており、地域住民に対して啓発等を行っていく必要があります。

■自然災害対策

- 能登半島地震発生により甚大な住宅倒壊被害が生じたことや、本町の旧耐震住宅の割合が56%で全国6位という報道もなされたことなどから、対策として、2024(令和6)年度に現行の「香美町住まいの耐震化促進事業」の拡充を行いました但し利用者がいない状況となっています。今後は、有事の際の住宅倒壊被害を最小限に抑えるため、啓発も含め、引き続き住宅の耐震化を推進していく必要があります。
- 土砂災害警戒区域等の危険箇所において、県に要望し急傾斜・砂防事業を実施していますが、対象箇所が多く、未実施箇所があり、土砂災害から居住者の生命を守るため、継続して事業を進める必要があります。
- 本町が管理する道路・河川における津波による被害が想定される地区は、余部、下浜、浦上、相谷の4地区であり、浸水被害等が想定されるため、対策未了の地区(1地区・2025(令和7)年度実施予定)において、引き続き被害を軽減する対策を進める必要があります。
- また、県が策定した「高潮対策10箇年計画」では、本町において計画期間内に対策を実施する地区は、無南垣、沖浦、下浜の予定とされていますが、津波対策に合わせ整備を行うことにより対策完了することを予定しています。このため、対策未了の地区(1地区)においては、被害軽減を図るため早期整備を行う必要があります。
- 近年のゲリラ豪雨等による土砂災害の危険性増大を受け、自治会からの要望等により、要対策箇所を継続的に把握するとともに、集中豪雨等による河川の氾濫防止を目的とした河川改修を進める必要があります。

具体的施策

1. 消防防災の推進

目標 消防力の強化を図ります。

【具体的施策の方向性】

- 消防団員の確保に取り組みます。
- 消防団組織、処遇、装備等の強化を図ります。

2. 地域防災の推進

目標 総合防災訓練を実施し、住民の防災意識の向上と避難体制の構築に取り組みます。

【具体的施策の方向性】

- 自主防災会及び消防団と連携し、町総合防災訓練に取り組みます。
- 高齢者など災害弱者に配慮した避難所運営に取り組みます。

3. 自然災害対策の推進

目標 土砂災害防止、津波・高潮対策、旧耐震住宅の耐震化の推進により安全安心に暮らせる環境を構築します。

【具体的施策の方向性】

- 各区長等から寄せられる情報に基づき、現場の状況確認及び要対策箇所を把握し、迅速な対応に努めます。
- 治山治水対策の推進として計画的な急傾斜・砂防事業及び河川改修事業を実施するため、県と連携し地元調整を図ります。
- 津波・高潮対策として未完了地区の早期完成に向けて計画的に事業を実施するため、県と連携し地元調整を図ります。
- 地震対策の推進として既存民間住宅の耐震化を促進するための支援に取り組むとともに、地震リスクに関する情報等を積極的に発信し、耐震化の必要性について啓発を図ります。

【基本方針2】生活安全

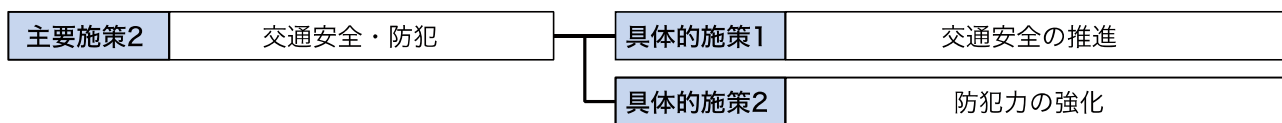
主要施策2 交通安全・防犯

目指すまちの姿

目指すまちの姿

交通事故や犯罪のない生活を守るため、交通安全対策や防犯対策に取り組み、安全安心なまちを目指します。

体系



まちの状態を表す指標

	指標名	単位	基準値	基準年度	指標の方向性	出典元
1	人身事故発生件数	件	23	2024(令和6)年	↓	兵庫県警
2	死亡事故発生件数	件	2	2024(令和6)年	↓	兵庫県警
3	刑法犯認知件数	件	60	2024(令和6)年	↓	兵庫県警

地域の現状と課題

■交通安全

- ・ 現在、本町では交通安全物品の配布や運転免許証の自主返納を促し、児童・生徒や高齢運転者の不幸な事故をなくす取組を行っています。
- ・ 人身事故発生件数は、2019(令和元)年に38件、2023(令和5)年に28件、2024(令和6)年に23件と、減少傾向にあるものの、その発生件数に占める高齢者の割合は高く、特に2024(令和6)年には死亡事故が2件発生しており、引き続き交通事故防止に向けた取組を進める必要があります。
- ・ 交通事故の発生を類型で見ると、人対車両、車両相互、車両単独などがあり、道路別にみると、国道、県道、町道の順に多く発生している状況となっています。
- ・ 今後は、道路の安全を確保するため、交通安全施設の整備・更新等を継続的に行う必要があります。
- ・ また、2012(平成24)年に、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、通学路の安全確保が全国的な課題となり、関係機関と連携した合同点検を実施し、必要な対策協議により、通学路の安全確保に向けた取組を行っていますが、今後も継続的に対応していく必要があります。

■防犯

- ・ 犯罪抑止を目的に防犯カメラの設置や設置助成を行うほか、防犯灯のLED化による維持費の軽減を進め、防犯対策を実施しています。
- ・ 刑法犯認知件数は、2020(令和2)年に42件、2023(令和5)年に42件と横ばい傾向から2024(令和6)年は60件と増加しており、犯罪を抑止するため、地域の防犯体制を充実させる必要があります。

具体的施策

1. 交通安全の推進

目標

交通安全運動などのソフト事業や、交通安全施設の設置・更新などのハード事業の実施により、交通安全を推進します。

【具体的施策の方向性】

- ・ 交通安全運動に取り組みます。
- ・ 高齢者の運転免許証の自主返納を推進します。
- ・ 交通安全施設整備を計画的に進めます。
- ・ 通学路における安全確保を推進します。

2. 防犯力の強化

目標

犯罪等の抑制に取り組みます。

【具体的施策の方向性】

- ・ 防犯組織(防犯協会等)との連携強化を図ります。
- ・ LED防犯灯・防犯カメラの設置(更新・修繕を含む。)を推進します。



【基本方針2】生活安全

主要施策3 消費生活

目指すまちの姿

目指すまちの姿

高齢者を含めた住民一人ひとりが当事者意識を持って知識を身に付け、消費者被害を未然に防止し、安全安心に暮らせるまちを目指します。

体系

主要施策3

消費生活

具体的施策1

安全安心な消費生活の推進

まちの状態を表す指標

	指標名	単位	基準値	基準年度	指標の方向性	出典元
1	消費者トラブル相談件数	件	147	2024(令和6)年度	↑	町民課データ

地域の現状と課題

- 本町でのトラブル発生件数(相談件数)は2022(令和4)年度に127件、2023(令和5)年度に135件、2024(令和6)年度に147件と年々増加傾向にあり、トラブル発生(相談発生)年齢層は、70歳以上が占める割合が2022(令和4)年度は37%、2023(令和5)年度は39%、2024(令和6)年度は46%となっています。
- 今後、ますます高齢化の進行が加速することが見込まれると同時に、消費者勧誘の巧妙化及び複雑化も重なり、被害は高齢者以外にも拡大する恐れがあります。このような被害を未然に防止するため、消費生活相談体制の強化や消費生活相談の実施方法の見直しが必要となります。
- しかし、現状の体制では相談件数の増加や複雑化に迅速に対応することが難しいため、今後も継続して相談員のスキルアップ、広報・出前講座・講演会等の啓発活動を実施するとともに、相談者の来庁時の公共交通手段の確保等、新たな相談体制の構築を進めていく必要があります。

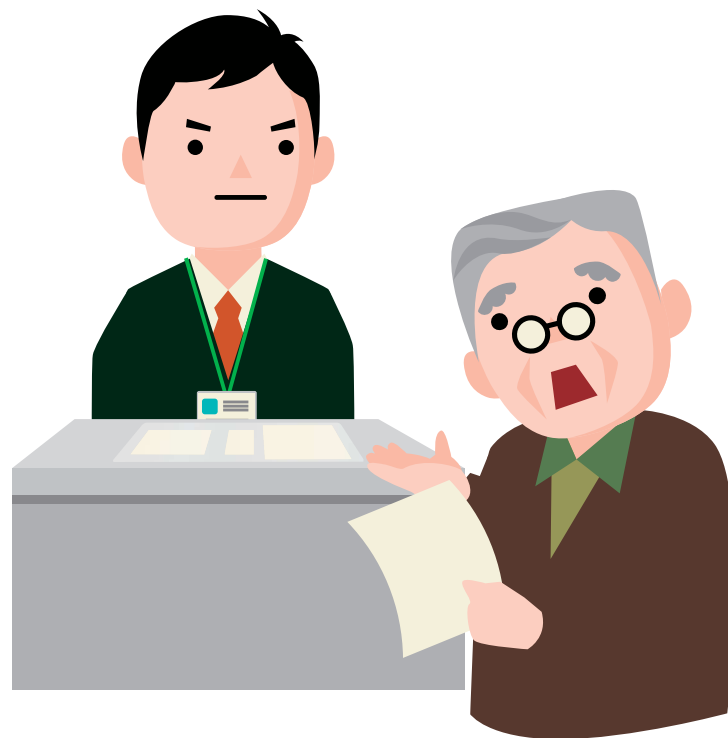
具体的施策

1. 安全安心な消費生活の推進

目標 住民の安全安心な消費生活の推進を目指します。

【具体的施策の方向性】

- 消費生活相談員のスキルアップに取り組みます。
- 消費者トラブルに係る出前講座・講演会等の啓発活動に積極的に取り組みます。
- 公共交通手段等の利用ができない相談者への出張相談対応手段の検討を進めます。
- 消費生活相談体制の強化に取り組みます。
- 特殊詐欺等あらゆる詐欺被害防止のため、関係機関との協力体制強化を図ります。



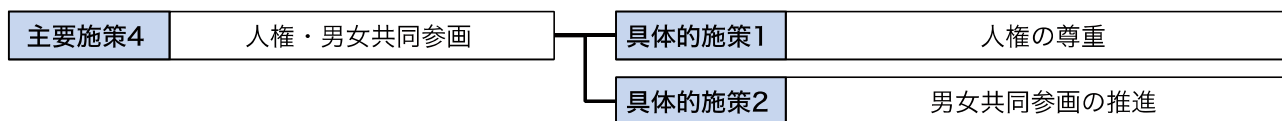
【基本方針2】生活安全

主要施策4 人権・男女共同参画

目指すまちの姿

目指すまちの姿	人権教育・啓発を推進することにより、家庭、地域、学校、職場などのあらゆる場において人権が尊重され、性別に関わりなく、住民一人ひとりが個性と能力を発揮できる男女共同参画が図られるまちを目指します。
---------	---

体系



まちの状態を表す指標

	指標名	単位	基準値	基準年度	指標の方向性	出典元
1	人権施策の推進について『満足※』と回答した住民の割合 ※「満足」と「やや満足」の合計	%	26.4	2024(令和6)年度	↑	住民アンケート
2	審議会や委員会等への女性委員の登用率	%	21.7	2024(令和6)年度	↑	第3次香美町男女共同参画行動計画 町独自調査

地域の現状と課題

■人権

- 本町では、一般住民を対象に人権講演会を2回、町民のつどいを1回開催していますが、人口減少や高齢化率の上昇により参加率が減少し、参加者の固定化につながっており、長年にわたり人権学習などを行っているにもかかわらず、人権意識の高揚が十分に図れていない状況です。
- 若者の人権講演会等への参加率を向上させるため、人権講演会等の広報の方法や講師の選定方法を今までのやり方だけでなく、SNSの活用など若者にも見やすい環境の整備や、「インターネットによる差別」などの最近のテーマに沿った講師選定などの対策を講じていく必要があります。
- 2019(令和元)年実施の「人権に関する町民の意識調査」において、「人権をどのくらい身近な問題」と認識しているかの問いに、半数以上が「どちらともいえない」「あまり身近に感じない」と回答しており、このことから、人権に対する意識はあまり高くない状況が現在も続いていると考えられます。

■男女共同参画

- 本町では、現在「第3次男女共同参画行動計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めています。
- しかしながら、特に本町が設置している各種委員会及び審議会への女性登用の割合は低く、また、参画意識も高くない状況にあるため、町全体の意識改革が急務となっています。

具体的施策

1. 人権の尊重

目標 人権が尊重されるまちを目指します。

【具体的施策の方向性】

- 人権施策の充実に取り組みます。
- 若者の人権講演会への参加を推進します

2. 男女共同参画の推進

目標 男女共同参画が図られるまちを目指します。

【具体的施策の方向性】

- 審議会委員等への女性登用を推進します。
- 情報発信強化による男女共同参画の啓発及び意識改革への取組を促進します。

